

## 沖縄県依存症対策地域支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、依存症を抱える当事者やその家族が健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善を目的に、依存症対策に取り組む民間団体に対し、その事業にかかる経費を補助することにより県内の依存症対策を推進するため、予算の範囲内において依存症対策地域支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業、対象経費及び補助率)

**第2条** 補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(交付額の算定)

**第3条** 補助金の交付額は、別表に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付限度額)

**第4条** 知事は、予算の範囲内において、補助事業者に対して、補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、沖縄県依存症対策地域支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、団体に関する調書（様式第4号その1及び様式第4号その2）に必要な書類を添えて、事業開始前に知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その申請時期を変更することができる。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

**第6条** 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事が第1項の規定により補助事業者に対してこの補助金の交付決定を行った後に、厚生労働省所管「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」に定めるアルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の当該年度の基準額又は補助対象経費等の内容に変更又は追加がある場合には、知事は必要に応じて、この補助金の交付決定額の変更決定を行い、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助の条件)

**第7条** 知事は、補助金の交付決定をする場合において次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の実施計画を変更（交付決定額の5パーセント以内の変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(変更承認申請)

**第8条** 第6条に基づく交付決定後に、補助事業の実施計画の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、沖縄県依存症対策地域支援事業補助金変更申請書（様式第5号）、事業変更計画書（様式第2号を準用）、変更後の収支予算書（様式第3号を準用）に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、沖縄県依存症対策地域支援事業補助金取下申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

**第10条** 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに該当する場合には、沖縄県依存症対策支援事業補助金交付決定前着手届（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

**第11条** 知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定の通知後、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受けた日以後、速やかに沖縄県依存症対策地域支援事業補助金概算払請求書（様式第8

号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、沖縄県依存症対策地域支援事業補助金実績報告書(様式第9号)、事業実績書(様式第10号)、収支精算書(様式第11号)及びその他必要な書類(以下「関係書類」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、第7条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から15日以内に関係書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対し追加の添付書類の提出を求めることができる。

(額の確定)

**第13条** 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、規則第13条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第14条** 知事は、第7条第2号の補助対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割

合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

**第15条** 補助事業者は、第13条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申請により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第12号)を知事に速やかに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

**第16条** 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときには、直ちに沖縄県依存症対策地域支援事業補助金精算払請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

**第17条** 補助事業者は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

**附 則** (平成30年8月17日)

この要綱は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

**附 則** (令和2年5月11日)

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

**附 則** (令和3年3月23日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月28日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年5月23日)

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和6年度予算にかかる補助金から適用する。

別表

補助事業	対象経費	補助率
ミーティング活動 情報提供 普及啓発活動 相談活動	アルコール関連問題に取り組む民間団体の補助事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	10／10